

議第 4 7 号 呉市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1 制定の趣旨

この度、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 5 2 号。以下「女性支援法」といいます。）が公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。

女性支援法により、従前の「婦人保護施設」は廃止され、「女性自立支援施設」に移行します。

女性自立支援施設については、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 6 5 条第 1 項の規定により、その運営について条例で基準を定めることとされていることから、この条例を制定するものです。

2 女性自立支援施設

女性自立支援施設の前身である婦人保護施設は、売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）において、「要保護女子を収容保護するための施設」として規定されています。

女性支援法における女性自立支援施設は、①「困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行う」こと、②入所者の「心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行う」こと、③「自立の促進のためにその生活を支援」すること、④「退所した者について相談その他の援助を行うこと」とされています。また、入所者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援を行うこととされています。

なお、女性自立支援施設への入所決定は、都道府県（女性相談支援センター）が行います。

様々な課題を抱えて他に居場所を見つけることが困難であるような者を含め、困難な問題を抱える女性が中長期に滞在できる落ち着いた環境で心身の健康の回復を図り、個々の自立に向けた準備をするための重要な施設です。

3 条例の内容

社会福祉法第 6 8 条の 5 第 2 項の規定に基づき、女性自立支援施設の整備及び運営に関する基準（令和 5 年厚生労働省令第 3 6 号。以下「国の基準」といいます。）に従うなどし、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めます。

4 条例に定める主な基準

(1) 呉市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 8 年呉市条例第 2 8 号）に定める「婦人保護施設の基準」と、この条例に定める「女性自立支援施設の基準」の項目を比較すると次の表のとおりです。

婦人保護施設	女性自立支援施設
第1条 趣旨	第1条 趣旨
第2条 基本方針	第2条 基本方針
第3条 最低基準と婦人保護施設	第3条 基準と女性自立支援施設
第4条 構造設備の一般原則	第4条 構造設備の一般原則
第5条 非常災害対策	第5条 非常災害対策
第6条 苦情への対応	第6条 安全計画の策定等
第7条 帳簿の整備	第7条 苦情等への対応
第8条 職員	第8条 帳簿の整備
第9条 施設長の資格要件	第9条 職員配置の基準
第10条 設備の基準	第10条 施設長の資格要件
第11条 居室の入所人員	第11条 設備の基準
第12条 自立の支援等	第12条 秘密保持等
第13条 給食	第13条 居室の入所定員
第14条 保健衛生	第14条 自立支援等
第15条 給付金として支払を受けた金銭の管理	第15条 食事の提供
第16条 関係機関との連携	第16条 業務継続計画の策定等
第17条 電磁的記録	第17条 保健衛生
第18条 委任	第18条 給付金として支払を受けた金銭の管理
	第19条 関係機関との連携
	第20条 電磁的記録
	第21条 委任

(2) 「婦人保護施設の基準」と「女性自立支援施設の基準」の主な相違点は、次のとおりです。

ア 安全計画の策定等（第6条関係）

女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、安全計画に従い必要な措置を講じなければならないこととします。

イ 施設長の資格要件（第10条関係）

婦人保護施設の施設長の資格要件の一部は「更生保護事業に3年以上従事した者」ですが、女性自立支援施設の施設長は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者」とします。

ウ 居室の床面積（第11条関係）

居室について、入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、婦人保護施設は「おおむね4.95平方メートル以上」、女性自立支援施設は「おおむね9.9平方メートル以上」です。

エ 秘密保持等（第12条関係）

職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこととします。

オ 居室の入所定員（第13条関係）

居室一つあたりに居住させる人数は、婦人保護施設は「原則として4人以下」、女性自立支援施設は「原則として一人」です。ただし、入所者が監護すべき児童を同伴する場合、二人以上とすることができることとします。

カ 業務継続計画の策定等（第16条関係）

感染症や非常災害が発生した場合であっても、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するため、業務継続に向けた計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととします。

5 経過措置等

次のとおり、経過措置を設けるなどします。

(1) 呉市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例は、廃止します（付則第2条）。

(2) 施設長の資格要件に関する経過措置（付則第3条）

この条例の施行の際現に婦人保護施設の施設長である者は、女性自立支援施設の施設長としての資格要件を満たした者であるとみなします。

(3) 居室の面積等に関する経過措置（付則第4条）

婦人保護施設として設置され、女性自立支援施設に移行した施設の居室の床面積及び入所定員については、当分の間、増改築がない限り、「婦人保護施設の基準」によることができることとします。

6 施行期日

令和6年4月1日